

九州看護福祉大学における研究者等の行動規範

平成 27 年 2 月 25 日

不正防止計画推進室

九州看護福祉大学（以下「本学」という。）は、本学の学術研究の信頼性及び公正性を確保することを目的として、本学において研究活動を行うすべての者（以下「研究者」という。）及びこれを支援する者が遵守すべき行動規範をここに定める。

（研究者の基本姿勢）

1. 研究者は、教育者としての責務に反しない研究姿勢を保つものとする。
2. 研究者は、学術研究の自主性・自律性が社会からの信頼と負託の上に成り立つことを自覚し、常に正直、誠実に判断し行動しなければならない。

（研究者の責任）

3. 研究者は、自らが生み出す専門知識や技術の質を担保する責任を有し、さらに自らの専門知識、技術、経験を活かして、人類の健康と福祉、社会の安全と安寧、そして地球環境の持続性に貢献するという責任を有する。

（自己の研鑽）

4. 研究者は、自らの専門知識、能力、技芸の維持向上に努めるとともに、科学技術と社会・自然環境の関係を広い視野から理解し、常に最善の判断と姿勢を示すようたゆまず努力しなければならない。

（説明と公開）

5. 研究者は、自らが携わる研究の意義と役割を積極的に説明し、社会との建設的な対話を築くように努める。その研究結果が人間、社会、環境に及ぼす影響や変化を科学的に評価し、中立性、客観性をもって公表する。

（研究活動）

6. 研究者は、自らの研究の立案、計画、申請、実施、報告などの過程において、本規範の趣旨に沿って誠実に行動しなければならない。
7. 研究者は、研究成果を論文などで公表することにより、各自が果たした役割に応じて功績の認知を得るとともに責任を負わなければならない。その際、研究、調査データの記録保存や研究費の適正な使用など厳正な取扱いを徹底し、捏造、改ざん、盗用、他者の論文への名義掲載強要、研究費不正使用などの不正行為を行わず、また加担してはならない。
8. 研究者は、学術研究によって生み出される知の正確さや正当性を社会に示す最善の努力を行うとともに、研究者コミュニティ、特に自らの専門領域における研究者相互の評価に積極的に参加するものとする。

(研究環境の整備及び教育啓発の徹底)

9. 研究者は、責任ある研究の実施と不正行為の防止を可能とする公正な環境の確立、維持も自らの重要な責務であることを自覚し、研究者コミュニティ及び自らの所属組織の研究環境の質的向上、並びに不正行為抑止の教育啓発に継続的に取り組むものとする。また、これらを達成するために、社会の理解と協力を得ることができるよう努めなければならない。

(法令の遵守)

10. 研究者は、研究の実施、研究費の使用等に当たり、法令や関係規則等を遵守しなければならない。

(研究対象などへの配慮)

11. 研究者は、ヒト又は実験動物を対象とする研究を行う場合、各々の倫理基準に則り、科学的に行わなければならない。
12. 研究者は、研究協力者の人格、人権を尊重し、福利に配慮しなければならない。また、動物などに対しては真摯な態度でこれを扱うものとする。

(他者との関係)

13. 研究者は、他者の成果を適切に批判すると同時に、自らの研究に対する批判には謙虚に耳を傾け、誠実な態度で意見を交えるとともに、他者の知的成果などの業績を正当に評価し、名誉や知的財産権を尊重しなければならない。

(差別の排除)

14. 研究者は、研究、教育、学会活動において、国籍、人種、民族、ジェンダー、地位、思想・信条などによって個人を差別せず、科学的方法に基づき公平に対応し、個人の自由と人格を尊重しなければならない。

(利益相反)

15. 研究者は、自らの研究、審査、評価、判断、科学的助言などにおいて、個人と組織あるいは異なる組織間の利益の衝突に十分注意を払い、公共性に配慮しつつ適切に対応しなければならない。

(研究を支援する職員の責任)

16. 事務職員等は、研究者の研究活動を支援するに当たり、本規範の趣旨に沿って誠実に行動しなければならない。特に、研究費の管理等においては、不正行為を行わず、また加担しないことはもとより、不正行為の発生を未然に防止するよう努めるものとする。